

ごとうさぎょうちーむ しょうがいじしえん ぎじょうし
 合同作業チーム【障害児支援】議事要旨

1. 日時：平成23年2月15日（火）14：25～17：00

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

おたに きょうこ べんごし ざちょう
 大谷 恭子 (弁護士) 座長

みやた ひろよし ぜんこくじどうはったつしえんきょうぎかいふくかいちょう ふくざちょう
 宮田 広善 (全国児童発達支援協議会副会長) 副座長

かしわめ れいほう しゅくとくだいがくきょうじゅ
 柏女 霊峰 (淑徳大学教授)

きみづか まもり ぜんこくしたいふじゆうじしせつうんえいきょうぎかいかいちょう
 君塚 葵 (全国肢体不自由児施設運営協議会会長)

すいつ まさのり しゃ ぜんこくじゅうしゅうしんしょうがいじ しゃ まも かいりじ
 水津 正紀 ((社)全国重症心身障害児(者)を守る会理事)

ながせ おさむ とうきょうだいがくだいがくいんとくにんじゅんきょうじゅ
 長瀬 修 (東京大学大学院特任准教授)

4. 議事要旨

しょうがいしゃきほんほうあん
 【障害者基本法案について】

- だいにじいけん はんえい ちーむ いけん すいしんかいぎ いけんていしゅつ
 ・第二次意見に反映させるべく、チームの意見をまとめ推進会議に意見提出した。
- だい かいすいしんかいぎ だ きほんほうかいせいめーじ ないよう ぎろん
 第30回推進会議に出された基本法改正イメージの内容は、これまでの議論と乖離している。再度、意見を取りまとめた。
- だいにじいけん しょうがい じょせい こうもく あん はい
 ・第二次意見は障害のある女性の項目があったが、案には入っていない。
- しょうがいじ しんせつ
 障害児については、新設された。
- しょうがいしゃ こ ひょうげん いわかん
 ・「障害者である子ども」という表現は、違和感がある。
- しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいじ しょうがいしゃ わ しょうがい こ
 ・障害者自立支援法では障害児と障害者と分けている。「障害のある子ども」わか しょうがいじ
 若しくは「障害児」どちらかではないか。
- きょういく しょうがい じどう せいと しょうがい こ そろ
 ・教育では、障害のある児童、生徒としている。障害のある子どもに揃えたらど

うか。

- かのう かぎ ちいきしゃかい みぢか ぼしょ かのう かぎ
 ・「可能な限り地域社会におけるその身近な場所において」のうち「可能な限り」という表現はこの条項だけではなく他の条項にも出てくる。他の項目と並び
 ひょうげん じょうこう ほか じょうこう で ほか こうもく なら
 で整理されると思うが、権利性が阻害されないか内容的に希薄になるという
 せいり おも けんりせい そがい ないようてき きはく
 懸念がある。「可能な限り」は削除されるべきだろう。また、「療育の給付そ
 た しえん ひょうげん いわかん かん
 の他の支援」という表現にも違和感を感じる。
- いくじしえん ふく しえん はったつしえん ぼごしゃしえん
 ・育児支援も含めた支援であるべき。発達支援や保護者支援ではどうか。

だいにじいけん しょうがいじ ほごしゃ きょうだいとう かぞく しえん ひつよう
・第二次意見は、障害児の保護者だけではなく兄弟等の家族への支援が必要と
していた。相談・療育の観点からの支援が重要である。

こ さいぜん りえき そんちょう さい こ いけんひょうめい
・子どもの最善の利益が尊重されなければならない。その際、子どもの意見表明を
ふ さいぜん りえき そんちょう
踏まえて最善の利益が尊重されなければならないとすべき。

かくにん てん
[確認された点]

だいにじいけん そんちょう しょうがいしゃ こ ひょうげん へんこう ほごしゃ
・第二次意見を尊重すること。「障害者である子ども」の表現を変更する。保護者
げんてい かぞく たい しえん かのう かぎ ぶんげん さくじょ
に限定しない家族に対する支援とすること。可能な限りという文言は、削除す
る。支援の例示に、子育て支援を加える。子どもの意見表明を踏まえた最善の
りえき そんちょう いちぶん さいご くわ
利益が尊重されなければならないという一文を最後に加える。

そうきはっけん そうきしえん
【早期発見、早期支援について】

しょうがいじしえん みなお かん けんとうかい けっきよくけつろん で たなあ
・障害児支援の見直しに関する検討会では結局結論が出ず棚上げになった5
さいじけんしん かんが
歳児健診について、どのように考えるか。

しょうにしんけいがっかい さいじけんしん すこ ぎろん ひつよう
・小児神経学会では、5歳児健診はもう少し議論が必要ということになって
いる。就学前だからこそ実施しなければならないという意見がある一方、発見し
しゅうがくまえ じっし いけん いっぽう はっけん
た後の支援体制が整っていないという問題がある。親は就学前年という
あと しえんたいせい との もんだい おや しゅうがくぜんねん
でリケートとじきしょくくう みぢか しえん う
デリケートな時期にショックを受けたうえに、身近なところで支援が受けられず、
えんぼう でむ
遠方まで出向かなければならない。

おや こ ちい そだ きづ しょうがいじ しえん
・親は子どもが小さなころから、育てづらさから気付いているが、障害児への支援が
きかん しきい たか とら じぶん こ しょうがい
できる機関は敷居の高いものと捉えられている。また、自分の子どもに障害がある
ことと 認めたくないということもある。姫路市の公立保育園の保育士への
みと ひめじし こうりつほいくえん ほいくし
アンケートで、発達が気になる子どもは、全体の約10%程度だった。1割の子ども
あんけーと はったつ き こ ぜんたい やく ていど わり こ
への支援が必要であるのならば、一般施策で行われるべきだろう。保健所や保育
しえん ひつよう いっぱんせさく おこな ほけんじょ ほいく
園が充実する必要がある。

しょうがい はっけん ぶんり ちいき しえん
・障害が発見されても、分離されるだけで、地域の支援につながらないのであれば、
あら けんしん もう さい がっこう けんしん ちーむ
新たな健診を設けるべきではない。6歳では、学校での検診があるので、チーム
さいじけんしん ふよう りかい
としては5歳児検診は不要という理解にならないか。

じゅうしょうしんしんしょうがいじ けんしん う まえ う じてん せんこく おや
・重症心身障害児であれば検診を受ける前に産まれた時点で宣告をされ、親
おお しょくくう かぞく しえん こ しょうがい なつとく しえん
は大きなショックを受ける。家族への支援、子どもの障害を納得するための支援が

ひつよう
必要だろう。

- 母子入園は、NICUを出た後に在宅に移行するための支援をしている。通園により、母親に対してあらゆる面でサポートしており、有益な支援であるのに、手薄になってきている問題がある。

そうだんしえん
【相談支援について】

- ワンストップの仕組みが必要だろう。ただし、児童福祉の枠組みの中で実施されるべき。？現状では障害児支援を受けるためには、別の場所に行かなければならない。

- 障害福祉圏域と児童相談所の圏域が異なることが問題である。児童相談所の権限を市町村におろすことが必要になる。

- 相談支援・支給決定作業チームの意見は大人を対象としており、子どもが含まれていないと思われる。また、ワンストップ型の相談支援が必要であることが認識されていない。障害のある子どもの支援は、様々な法律にまたがっていることもあり、整理が必要だろう。

- 相談支援・支給決定作業チーム側も他のチームへの申し送り事項として障害児部分について調整が必要であるという認識を示しており、意見を提出する必要がある。

- 相談支援制度に関する知識が不足しているので、事務局に一般施策を含めた児童の現行制度及びつなぎ法の児童の相談支援体制について整理した資料の提出をお願いしたい。

- 加えて、サポートファイルの普及状況も教えてもらいたい。

こ せさく しょうがい こ う い
【子ども施策への障害のある子どもの受け入れについて】

- 子ども・子育て新システムのこども園について、市町村によっては、障害児の受け入れが狭くなる可能性がある。

- 子ども・子育て新システムのワーキングチームに係る資料について、論点が挙げられているので、それを整理して、事務的な流れなどは確認しながら向こうの結論に間に合うように意見出しをしたい。

- ・ **こども園**で**障害児**の**受入れ**が**狭くなる可能性**があつては**困る**。**児童福祉法**の**応諾義務**について、「**やむを得ない理由**」についての**解釈基準**はあるのか。
- ・ **ない**と**考える**。**個別**の**ケース**で**判断**していると思われる。
- ・ **子ども・子育て新システム**の**ヒアリング**では、**一般施策**における**障害児支援**の**拡充**、**障害児**に**固有**の**施策**と**新システム**との**乗り入れ**を**進め**、**サービス**の**計画的整備**や**切れ目のない支援**の**確立**、**新システム**において**創設**される**サービス**を**障害児**とその**保護者**にも**という**、**以上3点**の**意見**を**資料**に**まとめて** **話を**した。
- ・ **一般施策**における**障害児支援**の**拡充**について、**障害児保育**の**加配**がある。**現在**、**一般財源**化されて**おり****地域格差**がある。**個人的**には、**個人**に**着目**した**支援**のためにも**1人あたり**の**基準額**を**設け**、**国庫補助**をするのが**より良い**と**考える**。
- ・ **こども園**との**併行通園**について、**議論**すべき**だろう**。
- ・ **柏女委員**に**意見出し**の**たたき台**を**作って**いただく**ことで**よい**か**。**意見**を**もとに****次回以降**、**検討**したい。

【**障害のある子ども固有の施策**について】

- ・ **末光委員**から**意見**が**でて**いるので**検討**が**必要**と**考える**。
- ・ **末光委員**が**提出**した**資料**の**中**に**重症心身障害児施設**における**児童** **一貫**の**見解**が**書かれて**いるが、**チーム**で**議論**されて**いない**。
- ・ **重症心身障害児施設**は**施設**によって**入所児**の**状況**が**さまざま**で、**人工呼吸器**が**並ぶ**ような**ところ**も**あれば**、**いわゆる****動き回る重症児**が**少なからず**いる**ところ**もある。**支援**の**必要性**に応じて**適切な環境**が**保障**され、**かつ報酬** **単価**も**設定**される**べき**ではない**か**。
- ・ **入る施設**によって**障害**が**決められて**しまう**現状**があるが、**動き回れる****重度知的障害**の**児童**に対して**重症心身障害児施設**が**適した環境**である**のか**。**重い** **ケース**だけでなく、**このようなケース**も**データ**を**示しながら****意見**を出す**べき**ではない**か**。

じゅうしょうじせつ ほんらい じゅうしょうじいがい にゅうしょ れきしてき
 ・重症児施設に、本来の重症児以外が入所していることについては、歴史的
 けいい かていりょういく こんなん しょうがいじ しせつ
 な経緯がある。これは、家庭療育では困難であるとされた障害児で、どこの施設
 う い たにま しょうがいじ じゅうしょうじ う と
 でも受け入れてもらえない谷間にある障害児を、重症児として受け止めるように
 じどうふくしほうかいせいじ ふたいけつぎ にゅうしょ おこな ほんらい
 という、児童福祉法改正時の付帯決議によって入所が行われている。本来の
 たいしょういがい けーすばいけーす てき しせつ ちいき いこう
 対象以外については、ケースバイケースで適した施設や、地域に移行させるなどの
 たいおう ひつよう
 対応が必要である。

じゅうしょうしんしんしょうがいじせつ したいふじゅうじせつ しつ じょうきょう ちが いけん
 ・重症心身障害児施設と肢体不自由児施設の質と状況が違うという意見があ
 りょうてきけあ しつ か しゃかいてきようご ひつようせい じょうきょう
 るが、医療的ケアなどの質は変わらない。社会的養護の必要性など状況が
 こと
 異なるだけはないか。

にゅうしょきげん もう よ きげん き じてん しえん ひつよう はんだん
 ・入所期限を設けるのも良いが、期限が来た時点で支援が必要と判断される
 じょうきょう ひ つづ にゅうしょ ひつよう
 状況であれば引き続き入所する必要があるだろう。

いのち ほしょう いりょう かくほ ひつよう こ
 ・命が保障されること、そのための医療の確保は必要だろう。ただし、子どもから
 おとな とし とき つぎ らいふすてーじ しえん ようい
 大人になる時には、次のライフステージの支援が用意されていなければいけない。そ
 じゅうど おな いっていきかんだ ていきてき ひょうか
 れはどんなに重度であっても同じだろう。一定期間経ったら、定期的な評価を
 するべきだろう。

じかん た てん じかい つづ おこな
 ・時間が足りないため、この点については次回も続けて行うことにする。

いじょう
 以上